

宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領

平成19年6月25日
福祉保健部指導監査・援護課

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県福祉サービス第三者評価推進要綱第5条に規定する評価機関の認証の要件（以下「認証要件」という。）及びその手続き等について定めることにより、福祉サービス第三者評価の信頼性、公平性を確保するとともに、評価機関の参入促進を図り、もって評価の普及及び定着に資することを目的とする。

(認証要件)

第2条 評価機関の認証要件は次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 福祉サービスを提供していないこと。
- (3) 次の a 又は b に該当する評価調査者をそれぞれ1名以上設置すること。
 - a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- (4) 評価調査者は、県が実施する評価調査者養成研修又は継続研修を修了していること。
- (5) 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。
- (6) 事業内容に関する透明性を確保するために次の規程等を整備し、公開すること。
 - ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者の氏名（非公開も可）、資格又は主な経歴、研修の修了状況）
 - イ 第三者評価事業の運営に関する規程
 - ウ 評価手法に関する書類
 - エ 倫理及び守秘義務に関する規程
 - オ 評価料金表
 - カ 評価事業の実績
 - キ 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制
- (7) 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。
- (8) 評価内容及び手法については、「宮崎県福祉サービス第三者評価業務実施要領」で定められた第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱いを満たすこと。
- (9) 第三者評価の適正な事業実施が可能と認められること。
- (10) 県又は他の都道府県推進組織から認証を取り消された法人は、その取消の日から5年を経過していること。

(認証の申請)

第3条 認証の申請は、「宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証申請書」(認証様式第1号)に必要な書類を添付して行う。

(認証)

第4条 県は、前条の申請を受けて書面審査及び実地審査を行い、その要件を満たす場合は、これを認証する。なお、更新時の認証及び他の都道府県推進組織から認証を受けている法人の認証に当たっては、県の判断により実地審査を省略することができるものとする。

2 県は、前項に規定する認証の決定に当たっては、あらかじめ宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会(以下「推進委員会」という。)の意見を聴くものとする。なお、他の都道府県推進組織から認証を受けている法人の認証の決定に当たっては、県の判断によりこれを省略することができるものとする。

3 県は、評価機関として認証したときは、「宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証通知書」(認証様式第2号)を、評価機関として認証しないこととしたときは、「宮崎県福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」(認証様式第3号)を、速やかに申請者に通知する。

(認証の有効期間)

第5条 認証の有効期間は3年間とする。

2 前項の有効期間を経過した後も引き続き評価事業を実施しようとするときは、有効期間満了日の3ヶ月前までに「認証申請書」(認証様式第1号)に必要な書類を添付して、更新申請を行うものとする。

(評価機関が遵守すべき事項)

第6条 評価機関が評価を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 評価機関となる法人の役員及び会員等が福祉サービス事業の経営者又は従事者である場合は、当該サービス事業者の評価を行わないこと。

ただし、評価結果の決定に当たって、外部の有識者で構成する第三者性を有した評価委員会を設置し、評価結果についてあらかじめ当該委員会の承認を得ることが確保される場合は、この限りでない。

(2) 評価機関が関係する事業者の評価を行わないこと。

(3) 所属する評価調査者に、次に該当する福祉サービス事業者の評価を行わせないこと。

ア 評価調査者自ら所属等で関係する事業者

イ 評価調査者自ら業務等で関係する事業者

(4) 一件の第三者評価に2人以上(第2条第1項第3号のa又はbの双方を含む)の

評価調査者が一貫してあたること。

(変更・廃止の届出)

第7条 評価機関は、認証申請時の申請内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に「宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届（認証様式第4号）」に必要な書類を添付し、変更内容を県に届け出なければならない。

2 評価機関は、事業を廃止した場合には、廃止の日から30日以内に「宮崎県福祉サービス第三者評価機関廃止届」（認証様式第5号）」に必要な書類を添付し、県に届け出なければならない。

(認証の取消)

第8条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する認証要件のいずれか一つが欠けた場合
- (2) 第6条に規定する事項を遵守しなかった場合
- (3) 一定期間事業実績がない場合
- (4) 県に対する定期的な事業報告又は県への協力を行わない場合
- (5) 不正な行為が行われた場合

2 県は、認証の取消に当たっては、あらかじめ推進委員会の意見を聴くものとする。

3 県は、評価機関の認証を取り消したときは、「宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」（認証様式第6号）」により評価機関に通知する。

(事業実績等の報告)

第9条 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに知事に対し、「宮崎県福祉サービス第三者評価事業実績報告書」（認証様式第7号）」により第三者評価事業の実績等を報告するものとする。

2 評価機関は、県が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(認証した評価機関情報の公表)

第10条 県は、第4条の規定に基づき評価機関を認証したときは、当該評価機関の情報を独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク」（ワムネット）及び県庁ホームページで公表する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、認証を行うに当たり必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月25日から施行する。

この要領は、平成24年9月14日から施行する。

この要領は、平成28年2月29日から施行する。

この要領は、平成29年3月21日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年9月3日から施行する。